

条件付一般競争入札の実施について

粕屋町が発注する業務委託について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 6 の規定により公告します。

令和 5 年 10 月 19 日

福岡県糟屋郡粕屋町長 箱 田 彰

1. 入札対象業務

- (1) 業務名 粕屋町住居表示データベース整備業務
- (2) 対象地域 粕屋町住居表示実施区域（約 7 km²）
- (3) 業務概要 住居表示台帳スキヤニング N=1.0 式
住居表示実施区域図データ作成 N=1.0 式
- (4) 履行期間 契約締結の翌日から令和 6 年 3 月 18 日

2. 入札者の条件

- (1) 入札公告日から落札決定日まで、次に掲げる条件を全て満たしていること。
 - ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
 - イ 令和 4・5 年度粕屋町競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
 - ウ 粕屋町指名停止等措置要綱（平成 13 年粕屋町要綱第 5 号）及び粕屋町暴力団排除条例（平成 22 年粕屋町条例第 11 号）の規定による指名停止措置の期間中（この告示日から本業務入札の日までとする。）でないこと。
 - エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをされた者（更生手続又は再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加者資格再審査申請を提出し、受理された者を除く。）でないこと。
 - オ 直近 1 年間の法人税、法人都道府県民税、法人住民税、消費税又は地方消費税を滞納していないこと。
 - カ 過去 5 年間に於いて、住居表示の整備に関する業務もしくは GIS を利用したデータ作成またはシステムに関する業務の実績を有すること。
 - キ 福岡県内に本店、支店又は営業所等の拠点を有すること。

3. 入札参加資格確認申請及び添付書類

- (1) 本業務の入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類を提出し、一般競争入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、申請書等は全て A4 サイズとし、アからエまでの順に整えて提出すること。

- ア 条件付一般競争入札参加資格確認申請書
 - イ 履行実績に関する経歴書（任意様式で発注者名、業務名、契約期間を記載）
 - ウ 履行実績を証する図書（委託契約書、請書等の写しで業務名、契約期間、契約者が確認できるもの）
 - エ 誓約書
- (2) 申請書等は、粕屋町ホームページの「入札・事業者＞入札・契約＞公募＞一般競争入札」のページに掲載の該当業務の申請書及び添付書類をダウンロードすること。
 - (3) 申請書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
 - (4) 申請書等に虚偽の記載をした者は、入札に参加できない。

4. 申請書及び添付書類の提出方法

申請書及び添付書類は、持参もしくは郵送すること。

提出受付 令和5年10月19日（木）から令和5年10月25日（水）午後5時まで
提出先 〒811-2392 糟屋郡粕屋町駕与丁一丁目1番1号
粕屋町都市政策部 都市計画課 都市計画係 宛

※封筒の表面に「粕屋町住居表示データベース整備業務 申請書在中」と記載し、期間内に到達すること。

5. 入札参加資格の確認結果

競争入札参加資格確認通知書は、令和5年10月31日（火）までに申請者あてにFAX送信する。

6. 仕様書等の閲覧期間、場所及び方法

- (1) 閲覧期間 令和5年10月19日（木）から令和5年10月25日（水）まで
- (2) 閲覧場所 粕屋町ホームページ「入札・事業者＞入札・契約＞公募＞一般競争入札」
- (3) 仕様書などに関する質問

仕様書などに関する質問及び回答は、次のとおりとする。

ア 質問受付

令和5年10月19日（木）から令和5年10月25日（水）まで
質問は電子メールにて受付けるものとし、最終日は午後3時までとする。

イ 質問先

電子メールの表題：（会社名）粕屋町住居表示データベース整備業務 質疑書の送付
電子メールの宛先：toshi@town.kasuya.fukuoka.jp

粕屋町 都市計画課 住居表示担当者 宛

ウ 質問回答

質問に対する回答は、質問者へ電子メールで回答するものとする。なお、回答内容は、令和5年10月27日（金）までに入札参加者全員に共有するので、留意すること。

※質問受付期間に限らず、入札参加人数や問い合わせ件数などの問い合わせは受け付けない。

7. 開札の日時及び場所

開札は、本入札業務に関係のない職員が立会のうえ、以下のとおり行う。

- (1) 開札日時 令和5年11月7日(火)午前10時
- (2) 開札場所 粕屋町役場 都市計画課内

8. 入札方法

- (1) 入札回数は、1回とする
- (2) 提出書類
 - ア 入札書
 - イ 入札金額に対応した業務費内訳書(「業務費内訳書(総括)」を表紙とすること。)
- (3) 提出方法
 - ア 「持参」「一般書留」「簡易書留」「レターパックプラス」のいずれかの方法で提出すること。
 - イ 提出先 〒811-2392 糟屋郡粕屋町駕与丁一丁目1番1号
粕屋町都市政策部 都市計画課 都市計画係 宛
 - ウ 提出期限 令和5年11月6日(月)午後5時まで
- (4) 入札書などの封入方法
 - ア 外封筒及び中封筒の二重封筒を用いること。
 - イ 中封筒には入札書のみを入れて封かんし、入札書に押印した印により3か所を封印すること。
 - ウ 中封筒の表面に、「業務名」、「入札者の商号又は名称」及び「入札書」の旨を記載すること(貼り付け用紙を切り取ってのり付けしても可)。
 - エ 外封筒には上記の中封筒、業務費内訳書を入れて封かんし、封筒の表面に「業務名」、「入札者の商号又は名称」及び「入札書・内訳書在中」の旨を記載すること(貼り付け用紙を切り取ってのり付けしても可)。

9. 入札事項など

- (1) 予定価格 3,179,000円(消費税相当額 289,000円含む)
- (2) 最低制限価格の設定
設定 なし
- (3) 調査基準価格の設定
設定 あり
- ※ 「粕屋町建設コンサルタント業務等に係る低入札防止対策試行要領」に基づき、当該発注業務において、契約金額が一定の額(予定価格の75%)を下回った場合、「粕屋町建設コンサルタント業務等に係る低入札防止対策に関する特記仕様書」による対策を実施する。
- (4) 入札保証金
免除。ただし、町長が特に必要があると認めるとき又は契約を締結しないこととなるおそれがあると認めた者は、入札金の100分の5以上の額とする。
- (5) 契約保証金
粕屋町財務規則(平成5年粕屋町規則第10号。以下「規則」という。)第123条及び第124条のとおり。
- (6) 入札の無効
本公告に示した競争に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに規則第104条各号のいずれかに該当する入札並びに入札心得に示した無効の要件に該当した

入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

なお、競争参加資格を確認された者であっても、公告日から落札者の決定までの間において、2 の各号に掲げる資格を欠いた者又は福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱に基づく指名停止を受けている者は、競争に参加する資格のない者に該当するものとする。

(7) 前払金の適用

粕屋町公共工事の前金払取扱要領（平成 29 年粕屋町要領第 2 号）のとおり。

(8) 入札書などが提出期限までに都市計画課に到達しなかった場合は、入札を辞退したものとみなす。

(9) 普通郵便など指定した郵便以外の方法で提出された入札書などは、無効とする。

(10) 入札書と業務費内訳書の積算金額が相違する入札は、無効とする。

(11) 入札金額の訂正、記載事項の不明確なもの及び記名押印のないもの、その他入札に関し町の定める条件に違反した入札は、全て無効とする。

(12) 入札者が 1 者のみの場合も有効とする。

(13) 入札者のうち、予定価格内で最低価格の入札者を落札者と定める。最低価格入札者の入札が無効等、何らかの理由で契約締結まで至らない場合は、原則として最低価格以上の次順位者を落札者とする。なお、同価格入札があったときは、入札事務に従事しない職員がくじをひき落札者を定める。また、最低制限価格を設けた場合は、最低制限価格の範囲内で最低価格の入札者を落札人とする。

(14) 現場説明会は行わない。ただし、本業務について質問等を行う場合は、質問書により別途行うこと。

(15) 落札決定後において、契約までに入札条件を満たさなくなったときは、契約を結ばないことがある。

13. 問い合わせ先

〒811-2392 福岡県糟屋郡粕屋町駕与丁一丁目 1 番 1 号

粕屋町 都市政策部 都市計画課 担当：岩崎

TEL：(092) 938-0208 / FAX：(092) 938-3150